

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年12月7日（令和5年（行情）諮問第1108号）

答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第899号）

事件名：特定税務署職員の旅行命令簿（特定期間旅行分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

旅行命令簿（ただし、副署長の旅行期間自6月29日至7月1日のもの）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月3日付け特定記号208により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示決定等の期限の特例規定の適用に基づく開示決定等をする期限は、令和2年11月30日である。期限から944日（2年7カ月）を経過しての決定であり、法で定められた期限内に開示決定を行っておらず、違法であるのは明らかで開示すべきである。
- (2) 令和5年7月3日付「行政文書実施方法等申出書及び行政文書開示決定通知書の送付について」にて、「改めて確認をしたところ、以下のとおり開示内容に誤りがあることが判明しました。」と記載しているが、期限から944日（2年7カ月）を経過して突然、改めて確認し開示内容に誤りが判明したと主張するのであれば、改めて確認するに至る経緯の説明を求める。
- (3) 令和5年7月3日付「行政文書実施方法等申出書及び行政文書開示決定通知書の送付について」にて、「改めて確認をしたところ、以下のとおり開示内容に誤りがあることが判明しました。」と記載しているが、令和2年6月18日に請求した行政文書の開示請求は、開示された文書が写しであったため、原本確認を求めた審査請求に対し官公2-77令和3年5月27日付「裁決書」にて、「開示の実施は法の規定により正

しく実施されている」との理由で却下し、開示請求が正しく実施されたことが確定している。正しく実施されたことが確定している開示請求に対し、改めて確認をして開示内容に誤りが判明したのであれば、開示の実施が法の規定により正しく実施されていないことになり、確定した裁決の取消が必要であるが、審査請求日の時点においてそのような事実はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月3日付特定記号208により処分庁が行った一部開示決定（原処分）について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

処分庁は、別紙の1（1）ないし（4）に掲げる不開示部分（以下、順に「本件不開示部分1」ないし「本件不開示部分4」といい、併せて「本件不開示部分」という。）は、法5条1号の不開示情報に該当するとして原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）「旅行命令簿」について

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）4条4項は「旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（括弧内省略）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。～（以下省略）～」と規定しており、その記載事項又は記録事項、様式その他の必要事項は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）で定められている。

（2）本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書には、氏名欄に旅行命令を受けた職員に係る氏名が記載されており、全体として法5条1号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

以下、職員の個人に関する情報に係る不開示部分について、同号ただし書への該当性及び法6条2項の部分開示の可否を検討する。

ア 本件不開示部分1について

本件不開示部分1には、旅行命令を受けた職員の住所が記載されているところ、職員の住所は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、法5条1号ただし書イには該当しない。

また、旅行命令を受けた職員の住所は、公務員等の職又は職務遂行の内容に係る情報であるともいえないことから、法5条1号ただし書ハに該当するものとは認められず、また、同号ただし書ロに該当するものとも認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否を検討すると、原処分において旅行命令を受けた職員の氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条1号に該当すると認められる。

イ 本件不開示部分2について

本件不開示部分2には、旅行命令を受けた職員に係る職務の級が記載されているところ、職務の級については、既に旅行命令を受けた職員の氏名が開示されているので、これを開示することとした場合、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める俸給表等関係法令と照らし合わせることにより、どのような範囲の給与の支給を受けているのかが明らかとなる。このような個々の職員の給与の幅を示す職務の級は、一般的に公にされていないものであるし、公にすることが予定されているものでもないため、法5条1号ただし書イに該当しない。

また、旅行命令簿の職務の級は、公務員等の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとも認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当せず、また、同号ただし書ロに該当するものとも認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否を検討すると、原処分において旅行命令を受けた職員の氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

したがって、本件不開示部分2は、法5条1号に該当すると認められる。

ウ 本件不開示部分3及び本件不開示部分4について

本件不開示部分3及び本件不開示部分4には、旅行命令を受けた職員の通勤定期券の鉄道利用区間のうち用務地への鉄道利用区間と重複している区間の駅名が記載されており、職員の住所を推測させる情報と認められるところ、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものではないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当するものとも認められない。

また、通勤定期利用区間内の駅情報については、同一職員に関する他の旅行命令簿等の情報が開示された場合にその情報と組み合わせ

ることにより、職員の最寄り駅を特定することが可能となり、職員の住所を推測させる情報となる。こうした情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものではないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロにも該当するものとも認められない。さらに、職員の住所に関する情報は、公務員等の職又は職務遂行の内容に係る情報ともいえないことから、同号ただし書ハに該当するものとは認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否を検討すると、原処分において旅行命令を受けた職員の氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

したがって、本件不開示部分3及び本件不開示部分4は、法5条1号に該当すると認められる。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、原処分は開示決定期限から944日(2年7ヵ月)を経過しての決定であり、法で定められた期限内に開示決定を行っていない旨主張する。

(2) 原処分に至る経緯は、以下のとおりである。

ア 審査請求人から令和2年6月18日になされた開示請求(以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求において審査請求人から開示請求された行政文書は、別紙の2のとおりである。)を受け、処分庁は、令和2年7月15日付特定記号625号により開示決定等の期限を令和2年11月30日に延長した上で、令和2年8月11日付特定記号720号及び同年11月27日付特定記号989号(以下、順に「当初開示決定1」及び「当初開示決定2」といい、併せて「当初開示決定」という。)により、いずれも一部開示決定を行った。なお、当初開示決定で一部開示決定をした行政文書は、別紙の3のとおりである。

イ 令和5年4月3日、審査請求人から令和5年1月31日付特定記号25号による行政文書の一部開示決定に対する審査請求(以下「別件審査請求」という。)がなされ、審査請求書を確認したところ、審査請求の理由として、当初開示決定2により開示された旅費命令簿に係る支払根拠の開示請求を行ったが、開示された支払根拠は、開示された旅費命令簿の一部しか開示がされていないことから審査請求を行ったものである旨記載されていた。

ウ 別件審査請求を受け、当初開示決定1及び当初開示決定2の各実施文書(以下、順に「当初実施文書1」及び「当初実施文書2」という。)並びにその原本となる旅行命令簿が編てつされているファイル(以下、順に「ファイル1」及び「ファイル2」という。)を処分庁

に改めて確認させたところ、当初実施文書1の枚数は106枚であるにもかかわらず、ファイル1に編てつされている枚数は107枚であった。処分庁において、その内容を精査したところ、本件対象文書について開示決定がなされていないことが判明した。

また、当初実施文書2の枚数とファイル2に編てつされている枚数はともに1,754枚で一致したものの、その内容を精査したところ、当初実施文書2には重複しているものが4枚存在したことから、当初開示決定2において開示の実施がなされていない文書が4枚あることが判明した。

エ そこで、処分庁は本件対象文書について原処分を行った。なお、原処分に係る開示の実施については、審査請求人から実施の申出はなされていない。

(3) 確かに、原処分は、法11条に基づく延長後の開示決定等の期限（令和2年11月30日）を超過して行われたものであり、不適正なものであったと言わざるを得ない。

しかしながら、上記(2)の原処分に至る経緯からすれば、処分庁は、本件開示請求に対し、法で定められた期限内に当初開示決定を行ったものの、別件審査請求を受けて改めて当初開示決定の内容確認を行い、本件対象文書について開示決定がなされていないことを把握したことから原処分を行ったものであり、処分庁による原処分が期限後となったことには、相応の理由がある。

また、既に原処分がなされている以上、開示決定等の期限が超過していることを理由に原処分を取り消すことは、請求文書の開示、不開示の適時判断という法11条の趣旨がかえって損なわれる結果となり、開示請求者である審査請求人の利益とならない。

したがって、原処分が開示決定等の期限を超過して行われたものであることは、原処分の取消事由にはならないと解すべきである。

5 結論

以上のことから、本件不開示部分については、いずれも法5条1号の不開示情報に該当するため、処分庁が行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和6年3月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の2に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用した上、当初開示決定を行った。その後、令和5年7月3日付けで、本件対象文書を追加して特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものであり、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書には、氏名欄に旅行命令を受けた職員の氏名が記載されており、その記載内容は、全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(1) 本件不開示部分1について

当該部分には、旅行命令を受けた職員の住所が記載されていると認められる。

職員の住所は、特定の個人を識別できる情報であって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、法5条1号ただし書イには該当しない。

また、職員の住所は、法5条1号ただし書ハの公務員の職務遂行の内容に係る部分に該当せず、同号ただし書ロに該当するものとも認められない。

さらに、原処分において旅行命令を受けた職員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

当該部分には、旅行命令を受けた職員に係る職務の級が記載されていると認められる。

職務の級については、原処分において旅行命令を受けた職員の氏名が開示されているので、これを開示した場合、旅行命令を受けた職員がどの級に属しているかが明らかとなり、これにより、どのような範囲の給与の支給を受けているのかが明らかとなる。諮問庁が説明するように、このような個々の職員の給与の幅を示す職務の級は、一般的に公にされていないものであるし、公にすることが予定されているものでもないため、法5条1号ただし書イに該当しない。

また、旅行命令簿の職務の級は、公務員等の職又は職務遂行の内容に

係る情報であるともいえないことから、法5条1号ただし書ハに該当するものとは認められず、同号ただし書ロに該当するものとも認められない。

さらに、原処分において旅行命令を受けた職員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分2は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件不開示部分3及び本件不開示部分4について

当該各部分には、旅行命令を受けた職員の通勤定期券の鉄道利用区間のうち、用務地への鉄道利用区間と重複している区間の駅名が記載されていると認められ、これは当該職員の住所を推測させる情報と認められる。

旅行に際しての用務地への鉄道利用区間に関する情報は、法5条1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る部分であるとしても、職員の住所を推測させる情報である当該職員の通勤定期券の鉄道利用区間のうち、用務地への鉄道利用区間と重複している区間の駅名は、同号ただし書ハの公務員の職務遂行の内容に係る部分に該当するものとは認められない。

また、職員の住所を推測させる情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものではないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当するものとも認められない。

さらに、原処分において旅行命令を受けた職員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分3及び本件不開示部分4は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、原処分は法で定められた期限内に開示決定を行っておらず違法である旨主張する。

開示決定等の期限については、法10条1項において、開示決定等は、補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内にしなければならない旨規定されているが、本件開示請求については、法11条の規定によりその期限が延長されているところ、当初開示決定は延長された期限内に行われており、適法に行われたものであると認められる。

また、そもそも本件のように、別件審査請求がなされたことを機縁として処分庁が当初の処分を見直し、追加で開示決定等を行うことは妨げられず、これについては、法10条1項に規定する開示決定等の期限の対象となるものではない。

したがって、審査請求人の主張に理由はなく、原処分が法10条1項に違反した違法な処分ということとはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件不開示部分

- (1) 「住所」欄
- (2) 「職務の級」欄のうち「税務」の後ろから「級」の前までの部分
- (3) 「用務先」欄が「特定県特定市（宿泊地）」の行の「特記事項」欄の2行目7文字目ないし3行目8文字目
- (4) 「用務先」欄が「（滞在）」の行の「特記事項」欄の3行目7文字目ないし4行目2文字目

2 本件開示請求において審査請求人から開示請求された行政文書

旅行命令簿（平成31年4月1日から令和2年3月31日までに旅行命令を発令した特定税務署全職員分）

3 当初開示決定により一部開示決定した行政文書

(1) 当初開示決定1に係るもの

旅行命令簿（平成31年4月1日から令和2年3月31日までに旅行命令を発令した特定税務署の全職員のうち、署長、副署長及び総務課の職員）

(2) 当初開示決定2に係るもの

旅行命令簿（平成31年4月1日から令和2年3月31日までに旅行命令を発令した特定税務署の全職員分）ただし、令和2年8月11日付特定記号720号行政文書開示決定通知書で開示決定した分を除く。